

# 宮城県公報

行 政 発 行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 規 則

○食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

(食と暮らしの安全推進課)

一

### 訓 令 甲

○食品衛生法等取扱規程の一部を改正する訓令

(食と暮らしの安全推進課)

一四

### 告 示

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請

(廃棄物対策課)

一五

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

一六

○所在地を確定できない建設業者の申出

(事業管理課)

一六

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(契約課)

一六

### 企 業 局

○企業局処務規程の一部を改正する管理規程

### 選挙管理委員会

○証票の無効(二件)

### 公安委員会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について

一九

## 規 則

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月八日

○宮城県規則第八十一号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和二十七年宮城県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「あつて」を「あつて」に改める。

第四条第二号中「限つて」を「限つて」に改める。

第五条第二項中「もつて」を「もつて」に改める。

第六条第一項中「第七十条の二」を「第七十条の二第一項」に改め、同条第四項中「もつて」を「もつて」に改める。

第七条第一項中「第六十八条」を「第六十七条の二」に改め、「まで」の下に「又は第七十条の二

第二項」を加え、同条第二項中「もつて」を「もつて」に改める。

第十一条第二項中「もつて」を「もつて」に改める。

様式第一号から様式第五号までを次のように改める。

様式第1号 (第5条第1項関係)

許可番号

※ 管理者記載欄

年 月 日

宮城県知事 殿

食品衛生管理者設置(変更)届

下記のとおり、食品衛生管理者を設置(変更)したので、食品衛生法第48条第8項の規定により届け出ます。

届出者情報	郵便番号:	電話番号:	FAX番号:
	電子メールアドレス:		法人番号:
	届出者住所 ※ 法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)		
	届出者氏名 ※ 法人にあつては、その名称及び代表者氏名		
施設情報	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
令第13条に規定する食品又は添加物の別		① 全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) ② 加糖粉乳 ③ 調製粉乳 ④ 食肉製品 ⑤ 魚肉ハム ⑥ 魚肉ソーセージ ⑦ 放射線照射食品 ⑧ 食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) ⑨ マーガリン ⑩ ショートニング ⑪ 添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの)	
食品衛生管理者情報	氏名	(ふりがな)	
	住所	年 月 日生	
	職名		
	職種		
	職務内容		
	設置(変更)年月日	年 月 日	
備考	添付書類	<input type="checkbox"/> 履歴書 <input type="checkbox"/> 資格等を証する書面 <input type="checkbox"/> 営業者に対する関係を証する書面	
	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

様式第2号（第6条第1項関係）【表面：許可・届出共通】

収入証紙貼用欄

許可番号	
固定・自販機・自動車・仮設・臨時・届出	
消印番号	
手数料確認	

※ 管理者記載欄

年 月 日

宮城県知事 殿

営業許可申請書・営業届（新規・更新）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。  
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 □）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※ 法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日)
申請者・届出者氏名 ※ 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：	施設の所在地	
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※ 合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む。） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載
自動販売機の型番	業態		
HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	□	
	輸出食品取扱施設（※ この申請等の情報は、県の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。）	□	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

【裏面：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係			
	1	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	2	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	3	法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>	
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全乳粉(容量が1,400グラム以下である缶に取められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング <input type="checkbox"/> ⑪添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの)		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類 ①水道水 ( <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道 ) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水	自動車登録番号 ※自動車による営業の場合		
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな) ふぐ処理者氏名 ※ふぐを処理する営業の場合	認定番号 及び認定年月日	第 号	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

様式第3号（第6条第2項関係）【表面：許可・届出共通】

許可番号

固定・自販機・自動車・仮設・臨時・届出  
※ 管理者記載欄

※ 太枠内については変更がある項目のみ記載してください。

※ 変更がある項目名を○で囲んでください。

年 月 日

宮城県知事 殿

### 営業許可申請書・営業届(変更)

食品衛生法施行規則第71条の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄  ）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※ 法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※ 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	施設の所在地	
	(ふりがな)	施設の名称、屋号又は商号	
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※ 合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む。） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
HACCPの取組	<input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設		<input type="checkbox"/>
	輸出品取扱施設（※ この申請等の情報は、県の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。）		<input type="checkbox"/>
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

【裏面：許可のみ】

※ 太枠内については変更がある項目のみ記載してください。

※ 変更がある項目名を○で囲んでください。

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係			
	1	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	2	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
3	法人であって、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>		
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング <input type="checkbox"/> ⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの）		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類 ①水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道） ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水	自動車登録番号 ※自動車による営業の場合		
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな) ふぐ処理者氏名 ※ ふぐを処理する営業の場合	認定番号 及び認定年月日	第 号	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可）	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

様式第4号（第6条第3項関係）【表面：許可・届出共通】

許可番号

固定・自販機・自動車・仮設・臨時・届出

※ 管理者記載欄

※ 太枠内は、必ず記載してください。

年 月 日

宮城県知事 殿

営業許可申請書・営業届(廃業)

食品衛生法施行規則第71条の2の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 □）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※ 法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※ 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)	施設の名称、屋号又は商号	
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※ 合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む。） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
自動販売機の型番	業態		
HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種に 応じた 情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	□	
	輸出食品取扱施設（※ この申請等の情報は、県の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。）	□	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
廃業年月日		年 月 日	
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

【裏面：許可のみ】

※ 太枠内は、必ず記載してください。

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係			
	1	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	2	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
3	法人であって、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>		
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑤魚肉ハム <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング <input type="checkbox"/> ⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの）		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車による営業の場合		
①水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道）				
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)	認定番号	第 号	
ふぐ処理者氏名 ※ふぐを処理する営業の場合	及び認定年月日		年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 営業許可証	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

様式第5号（第7条第1項関係）

許可番号

固定・自販機・自動車・仮設・臨時・届出

※ 管理者記載欄

年 月 日

宮城県知事 殿

### 地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継（譲渡・相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄  ）

※ 承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※ 法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日) 年 月 日生
	届出者氏名 ※ 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
譲渡した者	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	譲渡した者の氏名（法人にあつては その名称及び代表者の氏名）	(ふりがな)	
	譲渡した者の住所（法人にあつては その所在地）		
	譲渡年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類 (・ 譲渡契約書の写し等、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限確認できるもの。 ・ 法人成りの場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書の写し等。)	
被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書（相続人が二人以上いる場合）	
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	合併により消滅した法人の名称及び 代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）	

分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	分割前の法人の名称及び 代表者氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）	

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可の番号及び許可年月日（許可営業の場合のみ）	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX 番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	許可の番号及び許可年月日（許可営業の場合のみ）	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			

備考	
----	--



様式第9号（第10条関係）【表面：許可・届出共通】

許可番号	
------	--

固定・自販機・自動車・仮設・臨時・届出  
※ 管理者記載欄

※ 太枠内は、必ず記載してください。

年 月 日

宮城県知事 殿

### 営業許可申請書・営業届(休業・再開)

食品衛生法施行条例第8条の規定に基づき、次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。  
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄  ）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※ 法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)	(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※ 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※ 合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む。） 講習会名称 年 月 日
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載		
自動販売機の型番	業態		
HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は、新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		
業種情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設（※ この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。）	<input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考
	1		
	2		
	3		
休業・再開 年月日 年 月 日		休業期間 年 月 日から 年 月 日まで	
担当者	(ふりがな) 担当者氏名	電話番号	

【裏面：許可のみ】

※ 太枠内は、必ず記載してください。

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係			
	1	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
	2	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>	
3	法人であって、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>		
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別	<input type="checkbox"/> ①全粉乳（容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの） <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ③調製粉乳 <input type="checkbox"/> ④食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑤食肉ハム <input type="checkbox"/> ⑥食肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑦放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑧食用油脂（脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの） <input type="checkbox"/> ⑨マーガリン <input type="checkbox"/> ⑩ショートニング <input type="checkbox"/> ⑪添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたもの）		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任（変更）届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理又は販売する営業の場合		
①水道水（ <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道）				
② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	(ふりがな)	認定番号	第 号	年 月 日
ふぐ処理者氏名 ※ふぐを処理する営業の場合	及び認定年月日			
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面（事業譲渡の場合は省略可）	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/> （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営業の種類	備考	
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

様式第十号中「.」を「.」に、「あつて」を「あつて」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正前の食品衛生法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、  
当分の間、改正後の食品衛生法施行細則の規定によるものとみなす。

訓 令 甲

食品衛生法等取扱規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和五年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県訓令甲第二十六号

食品衛生法等取扱規程の一部を改正する訓令

食品衛生法等取扱規程（昭和二十九年宮城県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「行つた」を「行つた」に、「もつて」を「もつて」に改める。

第四条第二項第二号中「あつた」を「あつた」に改め、同項第三号中「あつた」を「あつた」に、

「なかつた」を「なかつた」に改め、同項第四号中「第六十八条」を「第六十七条の二」に改め、「ま

で」の下に「、第七十条の二第二項」を加え、「あつた」を「あつた」に改める。

第七条第二号及び第四号中「至つた」を「至つた」に改める。

第八条中「あつた」を「あつた」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の営業の停止処分の期間は、次の各号に掲げる期間を考慮して定めるものとする。

一 原因の究明及び除去に要する期間

二 施設の消毒、整備及び改善に要する期間

三 従業員等への衛生教育に要する期間

四 違反食品等の回収に要する期間

五 その他必要な措置に要する期間

第九条第一項中「あつた」を「あつた」に改め、同条第二項中「前条」を「前条第一項」に、「あつて」を「あつて」に改める。

第十四条第二項中「当たつて」を「当たつて」に改める。

第十五条第一項中「あつた」を「あつた」に改め、同条第三項中「行つた」を「行つた」に改める。

別表第一中「ブロック」を「ブロック」に、「あつて」を「あつて」に改める。

様式第一号中「.」を「.」に、「ブロック」を「ブロック」に、「あつて」を「あつて」に改める。

様式第二号中「あつて」を「あつて」に、「.」を「.」に、「あつた」を「あつた」に、「知つた」

を「知つた」に、「行つた」を「行つた」に改める。

様式第三号中「あつた」を「あつた」に、「.」を「.」に、「知つた」を「知つた」に、「あつて」

を「あつて」に、「行つた」を「行つた」に改める。

様式第四号中「あつて」を「あつて」に改める。

様式第五号中「.」を「.」に、「あつて」を「あつて」に改める。

様式第六号中「.」を「.」に改める。

様式第七号中「.」を「.」に、「あつた」を「あつた」に、「知つた」を「知つた」に、「あつて」

を「あつて」に、「行つた」を「行つた」に改める。

様式第八号中「.」を「.」に、「あつた」を「あつた」に、「知つた」を「知つた」に、「あつて」

を「あつて」に、「行つた」を「行つた」に改める。

様式第九号を次のように改める。



二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県栗原市鶯沢南沢八十二番地の二

三 産業廃棄物処理施設の種別

廃プラスチック類の破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第七号）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

五 申請年月日

令和五年十月十八日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 北部保健福祉事務所（大崎保健所）

2 縦覧期間 令和五年十二月八日から令和六年一月九日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和六年一月二十三日

2 提出場所 北部保健福祉事務所（大崎保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第七百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百五十六号  
次の建設業者については、その営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により告示する。

この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、建設業の許可を取り消すことがある。  
令和五年十二月八日

一 商号又は名称等 宮城県知事 村 井 嘉 浩

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設業許可番号 (宮城県知事許可)
株式会社日創 佐藤 象二郎	仙台市泉区住吉台東五丁目八番地三	般一三 第二万二千六百五十四号
株式会社小林組 小林 竜二	仙台市宮城野区栄一丁目一―二十三	般一三 第二万二千五百四十四号
株式会社TF 西川 雄貴	仙台市宮城野区岡田字浜通五十三―一	般一三 第二万二千七百七十三号

二 申出先  
宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班  
所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
電話 ○二二―二一―三二一六（直通）

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
令和五年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 什器等(船形の郷) 一式
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 令和六年三月二十二日(金)
- 4 納入場所 宮城県船形の郷 事務管理棟、はちくら園(宮城県黒川郡大和町吉田字上童子沢二十一)
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店

又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇-1八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二-二二-11三三五)へ令和五年十二月二十一日(木)午後五時までに提出すること。

## 三 入札書の提出場所等

## 1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。))を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。



宮城県公営企業管理者 佐藤 達也

企業局処務規程の一部を改正する管理規程  
企業局処務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。  
別表第二各総括課長補佐の項第六号中「家用自動車等」を「庁用自動車以外の自動車等」に改め、「承認」の下に「、運転命令及び報告の徴収」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。  
五 一件十万円未満の局長が別に定める物品の購入に係る事案の決定  
附則  
この管理規程は、令和五年十二月八日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第百二十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百条の五の規定により交付した左記の証票は、令和五年十一月十三日以降無効とする。  
令和五年十二月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

記

証票番号 第三号の〇五九

証票番号 第三号の〇七一

○宮選管告示第百二十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百条の五の規定により交付した左記の証票は、令和五年十一月十五日以降無効とする。  
令和五年十二月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

記

公安委員会

証票番号 第三号の〇〇八  
証票番号 第三号の〇〇八

○宮城県公安委員会告示第152号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。  
令和5年12月8日

宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者（大型自動車、準中型自動車、普通自動車、普通自動二輪車を除く）	令和6年1月16日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
現に技能検定員、教習指導員である者が他の運転免許に添付する資格を追い取捨し、教習指導員の資格を追加して取得しようとする者（大型自動車、準中型自動車、普通自動車、普通自動二輪車を除く）	令和6年2月29日まで	宮城県運転免許センター

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

令和5年12月8日（金）から令和5年12月18日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

令和5年12月8日(金)以降(土曜、日曜及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター(宮城県警察本部交通部運転免許課)

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課にお問い合わせること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601